

主な指摘事項【保育所・保育所型認定こども園】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
施設	職員配置基準	早期及び夕方に保育士の配置が1名の時間帯がある。シフト等の見直しを行い、保育士を常時2名以上配置すること。	8件
施設	重要事項説明の内容	重要事項説明書における記載事項を見直すこと。	8件
施設	面積基準	保育室の使用状況が届出図面と異なるため、正確な図面を届け出ること。 庭を整備した際に、認可及び確認変更の手続きがされていないため、変更届を提出すること。 保育室の面積が児童数に対して必要な面積基準を満たしていない。クラス編成を行う際は、保育室の面積基準にも十分留意すること。	4件
施設	運営規程の内容	運営規程における記載事項を見直すこと。	4件
施設	利用者負担金の徴収	上乗せ徴収にあたる食育・保健充実費について、市の承認を得ずに徴収している。 通常保育に必要とされる保育材料費は運営費に含まれており利用者から徴収できないため、教育内容充実費の運用方法を見直すこと。 食器補充費について、実費徴収の対象には当たらないため、徴収方法を見直すこと。	3件
施設	消防設備の点検	消防設備等の点検が実施されていない。消防法に基づき年2回（6月に1回）点検を実施し、うち1回の点検結果を消防署長へ報告すること。	2件
施設	重大事故の報告	治療に要する期間が30日以上重大事故について、市へ報告していない。重大事故が発生した場合は速やかに報告すること。	2件
施設	個人情報の取扱い	小学校、他の教育・保育施設及びこどもセンターへの通報を含む関係機関への個人情報の提供について、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておくこと。	2件
施設	安全点検の実施	保育室内外の日常点検を実施し記録を残すこと。	1件
施設	アレルギー対応	アレルギー対応について、生活管理指導表を必須とするようマニュアルの内容を見直すこと。（口頭指摘事項の未改善）	1件
施設	保育環境の整備	1歳児が使用中にヒヤリハット事案が発生した園庭の総合遊具について、遊具の対象年齢を確認のうえ、適切に安全管理を行うこと。	1件
施設	給食提供日数	園児数の多少に関わらず、遠足にお弁当の持参を求める場合や、調理室が使用できない等、やむを得ない場合を除き、通常給食を提供すること。	1件
保育	職員研修の実施	職員の職務内容、経験等に応じて研修計画を策定すること。（口頭指摘事項の未改善）	2件
保育	避難訓練の実施	毎月実施している非常災害に対する避難訓練とは別に、不審者対応の防犯訓練を実施すること。	1件
保育	プール・水遊び	保育者以外に監視者が配置されていることがわかるよう、プール日誌に監視者の欄を設けて記録すること。なお、監視に専念する人員を配置できない場合はプール活動を行わないこと。	1件
保育	重要事項説明の内容	保護者から支払を受ける費用について、制服代（スモック、体操服、帽子等）も記載すること。	1件
保育	指導計画の内容	全体的な計画が作成されていない。保育所保育指針に従い全体的な計画を作成し、これに基づき長期及び短期の指導計画等を作成すること。	1件
保育	第三者委員の設置	苦情相談窓口として第三者委員を選任しているとのことであるが、保護者に周知できていない。	1件
給食	食材の発注	使用食材は予定献立の一人当たりの可食量及び在籍人数から算出した必要量に基づき発注し、予測や経験則に基づく発注量の調整は行わないこと。	6件
給食	栄養評価の実施	月報により実際に提供した給食に基づく栄養充足率の評価を行い、その結果を献立の見直しに繋げること。 予定献立における給与栄養量が目標の8割程度しか満たしていない。予定献立は給与栄養目標量を確保できるように作成すること。	4件
給食	栄養目標量の設定	在籍園児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、給与栄養目標量及び食品構成基準を設定すること。なお、設定の根拠として提示できるよう、積算過程を整理し書面で残すこと。	3件
給食	調理委託の内容	調理業務の委託契約書について、受託業者が業務の遂行が困難となった場合の代行保証に関する事項を追加すること。	3件
給食	主食費の根拠	利用者から徴収している主食費について、実際に園で提供している給食に基づく実費の徴収であることがわかるよう、金額の根拠を明確にすること。	3件

計63件